

令和8年度 第1回美濃加茂市総合教育会議 会議録

1 開会日時及び場所

令和8年8月25日(火)午後2時00分から午後3時30分まで
美濃加茂市役所3階 第2議会委員会室

2 出席者

(教育委員)

教育長 梅村 高志
委員 武田 由美
委員 渡邊 博栄
委員 安藤 摩里
委員 榊間 月絵
委員 中西 東峰

(美濃加茂市)

市長 藤井 浩人
総務部長 今井 肇
総務課長 鷲見 省吾

(事務局)

教育委員会事務局長 石黒 幸治
教育総務課長 伊藤 浩申
学校教育課長 高橋 泰行
教育総務課課長補佐 太田 文生

(同席者)

秘書広報課長 日比野 正

3 欠席者 なし

4 開会 午後2時00分

5 議事日程等

(1)市長あいさつ

(2)会議録署名者の指名

(3)協議事項

○市長と教育委員会の事務権限の整理について

○その他

会 議 録

(1)教育長あいさつ

藤井市長

改めまして皆さま、こんにちは。

令和8年度第1回美濃加茂市総合教育会議の開催にあたりまして、教育委員の皆様方には貴重なお時間をいただきますが、どうかよろしくお願いしたいと存じます。

教育委員会の方でも同じような話が来たと思いますが、まずは報道にも大きく取り上げられました東中学校のプールの水の話ですけれども、ああいったことはやっぱり二度と起きないように学校側でもそうですし、教育委員会の方でもルール等を徹底しなければいけないと思う反面、やはり学校の先生方の事務とか、ああいった一つ一つの作業というものについてはもっと周りといいますか、我々行政もしっかりと把握しながら、ミスを一人の責任にすることなくしっかりと組織全体でカバーできるような仕組みづくりというのは改めて日々やっているつもりですが、まだまだほころびがあるということが確認できました。みんなでしっかりと学校の先生方をサポートしていくということは今回改めて見直していかなければいけないことだと思いますので、事務局の皆様方含めて、また教育委員の皆様方からもいろいろと先生方から何か声が届いた際には教えていただきたいと思います。どうかよろしくお願いしたいと思います。

そしてまた先日、ダボの方から今回の派遣生の皆さんも帰国しまして。武田さんはじめ皆さん本当にありがとうございました。

ダボに派遣された皆さんもそうですし、先日のピースフォーラムの方にも行かれた生徒の皆さんもそうでしたけれども、本当にたくましい生徒さんが美濃加茂市にいらっしゃるということに対して教育委員の皆さんに感謝申し上げます。

明るいニュースとしましても、先日また美濃加茂ジュニア陸上の皆さんが全国大会で優勝するという、滅多にないような機会を2年連続で成し遂げてくれたりですね。それ以外にも私のところには、夏の全国大会の出場報告等に様々な分野の方々が来てくれます。本当に一人一人がしっかりと言葉を語り、夢を持って取り組んでくれていますので、こういった明るい部分についてはさらに引き上げていきたいと思っております。

同時にこの夏もですね、いろいろ私もできるだけ顔を出してお話を聞きたいなと思いますけども、この夏休みを有効に活用しきれないご家庭もやっぱりあるんじゃないかなと感じる一面もあります。そういったところに対しても、教育委員会のみならず行政としっかりと連携しながら誰一人取り残さない教育、そしてまちづくりをしていきたいと思いますので、今日も含めて皆様方からの忌憚のないご意見を賜りたいと思います。どうかよろしくお願いしたいと思います。

この後、意見交換のお時間をいただきますので、冒頭のあいさつにかえさせていただきます。今日はよろしくお願い申し上げます。

早速開会をさせていただきたいと思います。

(2)会議録署名者の指名

藤井市長	まず、はじめに会議録署名者ですが、梅村教育長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは会議録署名者に梅村教育長を指名いたします。
------	---

(3)協議事項

市長と教育委員会の事務権限の整理について

藤井市長	次に、協議事項に移ります。 市長と教育委員会の事務権限の整理についてです。 皆さんのお手元にも資料はございますね。
------	---

鷺見総務課長	皆さん、こんにちは。委員の皆さんにおかれましてはご無沙汰しておりますという感じですが、今日は提案者ということで協議の方よろしく願いします。座って説明をさせていただきたいと思います。
--------	--

お手元を見ていただきますと資料がございますので、そちらに沿って説明をさせていただきたいと思います。

タイトルとしましては、市長と教育委員会の事務権限の整理についてということです。キャリアサポート課と、法令担当ということで総務課が連携して教育委員会と市長部局での事務の振り分けについて検討をしているところで、皆さんにそのあたりについてご意見をいただければなと思っているところでございます。

資料から外れてしまうんですけども、基本的な教育委員会の業務ですとか市長の業務については、法律で決まっております。

これは例でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で21条、教育委員会の職務権限ということで19項目を指定しており、22条が市長の職務権限ということで、こういった形で基本的には法律によって誰の仕事かというのが決まっているものということが大前提としてございます。

それをそのままやるという方式もあるんですけども、資料1ページ目の下のページに行ってください。業務を進めるにあたりまして、法律通りの権限でやっておるとちょっと効率が悪いよというような時に、その権限を移したりですとか、手伝ったりとかそういったことができるよというのが手法としてございます。

手法の中で事務委任、補助執行というものにつきましては、地方自治法に基づくものでして、市長の権限に属する事務を教育委員会の方に委任ですとか、補助執行で手伝わせることができますというような規定です。

もう一つが、職務権限の特例という、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律というところで、教育委員会と市長部局だけの話ですね。先ほどの事務委任、補助執行については、他の選挙管理委員会ですとかそういったところも関係してくるんですけども、職務権限の特例については、教育委員会と市長との職務の権限の割り振りについてのことが特例として定められているというものでございます。

こちらにつきましては、この4項目ですね。

「図書館、博物館、公民館等の管理及び廃止に関する事」、「スポーツに関する事」、ただしこれは、学校における体育に関する事は除くということ。で、あと3号として「文化に関する事」、4号で「文化財の保護に関する事」。こういったものについては、条例で定めるところで市長の方に権限を移すことができるよというようなことになっています。

次に2ページ目をご覧ください。先ほどの事務委任と補助執行でございますが、何が違うかというところです。

権限が移動するかどうかというところがその2つの手法の違いとなっています。左側、事務委任につきましては、権限を別の機関の方に移譲させて処理させるということで、文書ですとか決定通知書の名前が市長から教育委員会に移るとか、そういった事務の権限そのものが移動してしまう。右側が補助執行という形で、権限は委譲せず事務の手伝いだけしますというような手法です。市長の業務で権限としては市長に残っているんですけど、事務の手伝いは教育委員会教育総務課の方でやるよというような形で、教育委員会が書類を作っても市長の名前で作ったりですとか、そういったところが補助執行というものでございます。

この下のところが、それぞれの違いを表でまとめたものになっております。同じようなことを言っておりますけれども、権限ですとか名義ですね。あと決定権まで委任できるとか、そういったところです。

繰り返しになりますのでそれぐらいにさせていただいて次のページに行きたいと思います。もう一つの方ですね。地教行法の方の特例のものということについて、先ほどの4項目について条例を定めることで、教育委員会に持っている業務を市長の方に移しますというような制度ということになっております。

3ページの下の方ですね、改めて出させていただきます。先ほどの図書館や公民館がこの一番左の特定社会教育機関というふうな形で読み替えておりますが、基本的に4つの分野について条例で定めれば市長の方に事務を移すことができるということになっております。

資料4ページの上のところも、基本的には今の話の繰り返しになります。学校教育関係については教育委員会に残りますよというか、移すことはできませんよというふうになっています。あとの項目については、選択ができますといった制度になっております。その中で、特定社会教育機関のことにつきましては、地教行法の条文を見ますと、設置管理及び廃止というふうな形で規定されているんですけども、それに関連しまして、そこで行う整備についてですとか、そこで働く職員の研修、その福利厚生ですね、あと、そこで行う社会教育事業、そういったものについても施設の管理と一体として市長の方に移管することができるよというような立てつけになっております。

5ページ目に行っていただきますと、今ちょっと例規と実務の方でちょっと齟齬が発生しております。平成27年頃だと思いますけれども、この補助執行とかそういったところの整理をしておった中で、時間が経過するにつれてちょっと事務の一部分が教育委員会の名前でやらなきゃいけないものが市長になっていたりとかが発生しておりましたので、この見直しをしたいということで、総務課とキャリアサポート課でタッグを組んでやっているというところがございます。

主な課題としましては、例規の方で先ほどの事務委任と補助執行、全く違う制度なんですけれども、同じ一つの事務に対して、かたや事務委任します、かたや補助執行しますという形で、どちらが正解なんですかみたいな状態になっていたりとすとか。

2番目としましては、実態と例規との乖離ということで、例規上は教育委員会から市長部局で補助執行させているので教育委員会の名前でやらないといけないものが、ちょっと間違った手続きとして市長名でやっちゃっているというようなこともあります。

あと、特例条例につきましては、文化会館・図書館につきましては設置条例で「市長は」という形でやっておりますけれども、やはり特例条例という形できちんと、この分野については市長に移管しますよとするのが正しい解釈になりますので、そこも整えていった方がいいであろうと、そういった課題がございます。

5ページ目の下につきましては、今言ったことの抜粋です。資料としては10ページをご覧くださいと思います。

こちらに例規集の中で事務委任ですとか、補助執行、あと特例条例に関するものというところで20項目挙げさせていただいております。例えば、この一番右の列で適否のところ、黒丸の方は大丈夫な事務、バツは今何かしらの不具合が起きているよという見方をさせていただければと思います。2番目の「教育委員会の所管に関する予算の執行に関すること」ということで先ほど言いましたけれども、事務委任のルールですとか、補助執行のルール、これが同時に存在してしまっているの、これはどちらかで整理をしないとダメですねというような形になっています。3番以降につきましては、市長から教育委員会に事務委任をしていますので、これは教育委員会の名前でやらないといけないんですけれども、実務として市長の名前でやっているというところでバツ印がついているというような感じでございます。そういった形で見直さなきゃいけないものが存在しているというのが現状でございます。

資料を戻っていただきまして6ページ目ですね。なるべくシンプルな形にしていきたいというふうに考えているところです。現在、先ほどの事務委任ですとか補助執行のところ、ぐちゃぐちゃになっているものを、市長の権限ということで整理をして教育委員会には補助執行という形を取り、事務については市長名でやりますよというような形を徹底していくというものです。2つ目につきましては、教育委員会が管理する財産です。学校開放のようなものをイメージしていただければと思いますけれども、体育館の目的外使用のところで使用料や額のルールについては、教育委員会が決めます。ですが、お金に関する予算の関係で使用料の徴収ですとかについては市長の権限、予算の権限は市長にしかないの、教育委員会はあくまで補助執行という形で、そういった納付書については市長の名前でやりますよというようなところを明確にしていきたいなというところでございます。

なるべくそういった整理をします。ちょっと分かりにくいかなと思いますので、7ページ目の上のところで支出と収入が実際にどういうふうになるのかというところです。支出については、予算の権限が市長になりますので、基本的に市長の仕事というふうになります。

支出は補助金の支出のところを例に出しております。市民の方からは、補助金の申請、交付申請をされた場合に市長名で支出の決定となりますので、実際教育委員会の方に申請があったとしても、市長名で支出決定をする。ここについては補助執行という形になります。下の収入につきましては、学校開校の関係ですね。使用料等の徴収のイメージですけれども、教育委員会で今、学校開校すると2時間いくらかという形でルール決定をしております、それに基づいて事務が進んでいくわけですけれども、市民がまず使用申請をします。施設の関係ですので、使用許可、この行政処分については教育委員会が許可処分の権限を持っていますので、教育委員会の名前で使用許可の処分を行います。その許可に伴いまして使用料が発生します。その使用料については市長の名前でないと賦課ができませんので、これについては補助執行という形になります。市長の名前で市民の方に支払いをするという形です。

一つの事務の中でも、どちらの権限というのは職員の方で切り分けながら整理をしないといけないことにはなるんですけれども、権限が混乱して、教育委員会で許可しなければいけないのを、市長名で許可書を発行したりですとか、そういったところが事務的には誤っているので正しくしていきたいといった形で動いています。

7ページ目の下の図、特例条例につきましては、今、スポーツと文化の方が市長部局に移っているという状況です。権限のねじれというような表現をしておりますけれども、そういった社会教育の部分でを一括で市長部局にしておいた方が事務が効率的に進むであろうといったところがありますので、今の法律上で市長の権限に移せるものについては移していきたいなというふうに考えております。

文化財の保護につきましても、文化財の活用というのが今国の方からも言われておまして、市としても文化財の活用計画というのを作っておりますので、活用しながら文化財も守っていくという形で進めていければなというふうに考えているので、これも含めて市長権限にしたいというところでございます。

8ページ目の例ですけれども、できるだけシンプルな形で実務に即した形でというのを原則として整理をしていきたいというふうに思っております。

先ほどの事務委任、補助執行については、基本的には事務委任を原則廃止という形でさせていただきたいと思います。具体的には、予算執行契約については市長の権限、実務については教育委員会の職員が補助執行するという形で進めていくという風にしたいということです。

原則とさせていただいたのが私立学校ですとか、学童のスクールバスについてはこれまでどおり事務委任の形をとらせていただいて、教育委員会の事務としてまとめた方が効率的であろうと考えておりますので、そこは事務委任として継続させていただきたいなというふうに考えております。

2番目につきましては、法律上を移せるものについては全て市長に移させていただきたいなというふうに考えております。事前にお配りしたものと今日お手元に配布しておるところは、ちょっと庁内の会議を経て修正をしている部分がありますので、気をつけいただければと思います。この2番目は、繰り返しになりますが、現在スポーツに関することと、文化に関することが移っているところ

に図書館・博物館についてと、文化財の保護に関することも移していきたいよというそういった方針でございます。

補助執行につきましては、基本、今の例規に載っているものをベースにしておりますが、予算の編成、執行に関すること、契約及び検査に関すること、学校開放に関する使用料の徴収に関すること、教育財産の取得、処分に関すること、あと教育大綱の策定ですとか、本日のような総合教育会議の開催に関することを補助執行という形で市長の権限で行って事務は教育委員会が行うというようなものでございます。事務委任については、先ほどの2つのものがまだ残っていますというようなことです。

9ページの上ですね。こちらが先ほどの特例条例の方で市長の権限に移していくものというふうになっています。ここもちょっと事前の資料と変わっております。

スポーツに関することはスポーツ振興課で所管します。文化に関すること、文化財の保護に関することは基本文化振興課が。文化の森については、複合施設となっております。市民ミュージアムは博物館という位置づけをしております。教育センターは教育機関ですので、切り分けて博物館の部分である市民ミュージアムは市長の管理、教育センターについては教育機関として教育委員会の所管というような形で考えています。あと、生涯学習に関することと、図書館に関することにつきましてはひとづくり課が担当することになっております。

この特例条例のところで、基本は建物があるところの業務を移すということがございます。下の欄外にあります青少年育成、少年自然の家といった社会教育に関する施設ですとか、それ以外の社会教育の事務についてはひとづくり課が主になっておりますが、特例の中には組み込めないものがございしますので、そこは教育委員会の権限のまま補助執行という形で残させていただく。ひとづくり課については、市長の権限での仕事と教育委員会での仕事というのを切り分けが必要ということで、今後整理をしていきたいなという考えでいます。

まず今の特例条例ですね。先ほどの事務委任と補助執行につきましては、基本規則によるもので市長ですとか、教育委員会の権限を決定していけるんですけれども、職務権限、地教行法の事務の特例については条例が必要ですので、こちらについては議会の方にあげていきたいなというふうになっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づき市長が管理及び執行する事務に関して必要な事項を定めるということで、どういった建物が該当しますようですとか、どういった事務が該当しますというのを条例改正という形で挙げさせていただいて、12月議会に上程させていただければなというふうに考えているところです。

これを可決いただきましたら、この9ページの下のところですね、関係ある例規の改正をしていきたいというふうに考えております。

条例につきましては、文化財保護の関係、津田左右吉博士記念館ですとか脇本陣についても文化財保護とかそういった観点から今現在教育委員会の所管の条例でありますので、これを市長部局の方に移していきたいということです。

藤井市長

文化の森は先ほどの博物館のところで、それに伴う条例改正が行われますし、事務委任、補助執行に関する規則改正を行わせていただきます。

あとは、規則改定に伴いまして、先ほどの支出の権限は市長の権限ですので、今の教育委員会の要綱で例えば就学援助ですとか、全国大会に行ったときの補助金ですとか、そういったところは教育委員会の例規でやっているものを、基本市長の例規に変えさせていただいて、補助執行をしていくというような形で進めていきたいなというふうに考えているところです。

説明としては、以上です

ありがとうございました。

なかなか細かいところばかりでしたけれども、何か今の段階でご質問等ありましたら、鷲見さんが丁寧に説明してくれると思いますので。

また後ほど気になる点がございましたらでもいいですが、いかがでしょうか。

私も今後、議会にお願いしていくわけなんですけれども、はっきり言うと、現状市民の皆さんや学校現場においては特段大きな変化はないということです。皆さんご存じのとおり、美濃加茂市は比較的早く2008年頃に法改正があって、教育委員会という、かつては力があって権限が集中していたんですけれども、スポーツとか文化を行政全体で賄って、補って、こういう流れの中で美濃加茂市はかなり早くスポーツ振興課であったりとか、文化振興課を市長部局に移してきたという経緯があります。他の街では未だに教育委員会にあるところは結構あるんですけれども。

そういった中で、先ほど紹介のあった最後のページの表みたいな手続きを現場に即してやってきたんですけれども、いざ立ち止まって振り返ると、条例からしっかりと見直していかなければいけないことがあったんじゃないかということで今回見直すということです。

教育委員会が持っていた、文化財の保護とかスポーツ、文化、あとは公民館、こういったことを市役所全体の経営の中でしっかりと管理して、こういうのが、今の国の流れなので、美濃加茂市はそういった方針でこれまでやってきていますが、これからも教育委員の皆さんの声を聞く場が、総合教育会議で担保されています。教育現場と行政の一番の橋渡し役はこの会議になっております。

あと、美濃加茂市では庁内では F-0 会議というのを持っていますので、その中で教育委員会の職員さんと各部局の職員がしっかりと意見交換できるような位置づけもやっているというところで、教育委員会と行政の関係性はいいものに保ちつつも、はっきりと法的根拠はこういった形で定め直させていただくということです。

教育長よろしいですか。

梅村教育長

教育委員会としまして、今回の所管整理によって現行の事務執行の実情と法令とのねじれが解消されて、いわゆる権限と責任というものの所在がはっきりして職員の立ち位置なども明確になったということを思います。

その結果としまして、改めて教育委員会というものは学校教育という本来の使命に軸足を置いて経営資源をより集中できるという点において見える化でできたことが望ましいと受け止めています。

もちろん事務委任後も、教育の専門的知見につきましては、積極的に提供する姿勢を大事にしていけますし、例えば教育委員会と市長部局の関係性としては、双方の役割の充実、それから連携調整においては新たな副教育長が非常に機動力を発揮できるということで、これまで以上に業務の質が高められるんじゃないかと考えます。関係性の担保においても心配はしておりません。

藤井市長

ありがとうございます。

さらに何かご質問やご意見がありましたらいかがでしょうか。

よろしいですか。鷺見課長。

鷺見総務課長

これで教育委員会も完全に手を離れるわけではなくて、法律上の建付けとしましては、もともと教育委員会にあった業務の例規を変えるようなときには教育委員会の意見を聞かないといけないということです。間接的に教育委員会にも社会教育のことですとか、そういったところには関わっていただいて、ご意見を言っていただくといった関係性を構築していきたいな、というふうに思います。

藤井市長

ありがとうございました。

部活動の地域展開とか学童とか地域学校運営協議会、コミュニティスクールなどは、まさに中間に位置するような課題なので、引き続き皆様方からもぜひ強いご意見というかですね、お話なんかもいただきながら共にやっていかなければいけないことがたくさんあると思いますのでよろしく願いしたいと思います。

榎間委員

2008年の時に、教育委員会が持っていた事務的な仕事に移行したけれどもその権限が教育委員会に残っていたというのは、何か意味があることはなかったでしょうか。

鷺見総務課長

当時全て移さなかったということでしょうか。

藤井市長

改正をせずに運用だけで来た理由があったのかという。

鷺見総務課長

その経緯は、もともと特例条例で権限を移せるのがスポーツと文化だけだったんですね。2008年当時はそこだけだったものについて、後で文化財の保護ですとか、そういったものが追加されている。国の方の考え方が変わってきているので。

そういったこともあって、完全に市長に委任するわけではなく、補助執行という形で事務を進めてきたというような経緯かなというふうに考えています。

榑間委員

教育委員会のスリム化というのであればですけども、市長部局の方で業務はやっていきたいというところがありましたので、その中で法的にやれる範囲というところで。

当時の法律にない部分については、地方自治法の根拠に基づいて事務を移していたというような形になるかなと思います。

例えば図書館とか博物館についても、教育委員会に権限があつて最終的に教育委員会がやるということだと思ふんですけど、例えば図書館とか博物館とかいうことについては、いろいろ考え方があるものだと思うので、権限を全部市長に持っていくということについて、歴史を考えてみても教育委員会が最終的に権限もあつて今までの経緯をダブルチェックをするなど、教育分野として権限を持つべきなのではないかなというふうに感じます。

例えば、建物だけじゃなくて中の人のこととか。

図書館というものは、ものすごく微妙なところがあるので。この本を本当に入れるかどうかとかそういうときに、やはり教育に関わる分野を全部行政側に出してしまうのはどうかと。相談があるといつても、大事な分野ではないかと思うんです。

図書館とか博物館に関して、効率が良いとかそういうことには当てはまらない分野ではないかと思うんですね。だから、事務についてもそうかもしれないですけど、手間をかけて考えるべき分野ではないかな。文化とかそういうのは。

スリムにするということはとても分かるんですけど、権限まで移していくということについては、事務的にスリムできるというような理由だけで、移行していいものかどうかということを、全体を見ていて感じたんです。

藤井市長

ありがとうございます。すごく大事なお意見でして。

さっきの2008年の移行というのは、私たちも当時に遡らないと難しいんですけどね。

やっぱり権限を手放すっていう言い方をされるんですよ。やっぱり教育委員会が教育委員会として、かつては教育委員さんも、今日は市議会議員さんもうらっしゃってますけど、地域の名士がやるというものでしたし、教育長はある意味市長とは決して仲がいい関係ではなくですね、それぞれがやっぱり政治的な中立を保ちながらやっていた時代から、今どこか少し市長権限の方が強まっているような法的解釈になっているのは間違いないと思います。

2010年以降、15年以降ですかね、そういった中で、財政を握っている行政側に全部預けた方が効率がいいっていうのは一つ理解ができるんですけど、今榑間委員おっしゃられたことはすごく大事なところで、権限を委譲するというのは手放すことなので、果たして本当にそれでいいのかというところは議論してもいいと私は思っております。

スポーツであると学校教育以外でも関わりも出てくるし、図書館もいろんな要素があると思うんですけども、最終的に権限がどこにあるのかというのは大きいのと、法律もあくまで「市長部局も」権限を持つことができるだけであつて、移しなさいという法律ではないので、その議論は各自治体の中で市民の皆

さんで決めてくださいということなので。今のご意見を私は尊重したいと思いますし、こういった議論を教育委員会でしていただいたりしても私はいいんじゃないかなと思うので。

今回は、あくまで美濃加茂市役所総務部からの提案で、我々も今受け止めているところですけども、こうやって披露する理由というのはこれってどうなのっていう話を持ち帰っていただくことが私はありかなと思うので。

どうでしょう、またこの場でやってもいいし、市教育委員会の中で危惧する点があるかとか、逆に権限を委譲する代わりにこういったことだけはしっかりと行政側に言及しておくとか、そういったことは私は原理原則としては非常に大事だと思うので。

どうでしょう教育長、その辺は。せっかく今回初めてご披露する形になっているのであれば、他のことも一つずつ確認していただいてもいい事項はあると思いますので。これってどうなるとか。

ただし、現状この10年ぐらいはどちらかというところら側がペースを握っていて実質的な補助執行がされてたわけですので、実質今のままですけれども。もう一回遡って今の時代にどうあるべきか考える、特に図書館の話だと今後再配置の話も待ってますので、このあたりはオープンに議論していくべきだと思う中で、どうでしょうか。

梅村教育長

その場を別に持っていいと思います。

藤井市長

そうしますか。事務局側もその理解でいいですか。

そんな理解でお願いしますということで。教育委員会では、まだこの話はされてないんですよ。今回初出しなんですよ。

そういった話を一度していただくということで、他の委員さんはどうですか。今日いきなり感ありますよね。

中西委員

資料はいただいてたんです。読めば読むほどややこしくて。

安藤委員

資料が配られた後と変わったというところはどこか教えていただけますか。

鷺見総務課長

はい。

手元の資料のスペースの上のところ、もともとは「市長に完全移行」という完全というのが書いてあったんですけど、それを取らせていただきました。

先ほどの社会教育の部分が一部残りますので、法律上は移せる分は全部移す方針だったんですけども、そこが残るので完全にいうとちょっとイメージが全部移ってしまうというところがあるかなというところでそこは直させていただきました。

藤井市長

事前の資料と今日の資料は違うんですね。

そこだけでしたっけ。

鷺見総務課長

もう一箇所は、資料の9ページの上のところですね。もともとこの社会教育ですとか青少年育成のところもひとづくり課に移行するような形で最初の資料

を作っておったんですけども、そこは教育委員会に残るということですので、そこから外させていただいたというようなそういった修正をしております。

藤井市長

その他の部分も今一度確認していただければと思います。ちょっとくどいようですが、ネガティブな意見ではないですが2008年、10年頃から美濃加茂市がやってきたことに、もう一度立ち返る見直してみたいな話にもなってくるので。

例えば、図書館ならやっぱり教育長権限で行こうと、これも一つの判断としてあると思いますが、そうすると、例えば教育委員会という組織の中に図書館の管理部門を入れていく。今だと市民協働部というところにあるんですけども、そこを教育委員会の中に入れていくということなんかをもう一回検討するみたいなことですね。結構根本的な変化も必要ですので、そういったことも含めて考えていければと。そういう大きなところを触っていくなら、という話になると思うので。否定的な意見じゃなくて、そうやって美濃加茂市はこれまでやってきたので、時に見直すことはあってもいいと思うので。ボリュームが多くなるかもしれませんが、ぜひぜひ教育委員の皆さんには、そういったところを振り返っていただくというのは大変ですけども大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

図書館とかスポーツがだいぶ先にあって、最近は文化財保護ですよ。文化財は保護するということから、観光とか教育にもっと使っていこうみたいなところが2020年か19年ぐらいだったと思うんですけども。この一連の流れなんかまた事務局からも資料提供があれば分かりやすいんじゃないかなというふうに思います。

安藤委員

そもそも2008年に法改正でこの法を変えて、そうしたんだけど、うまく移行しないのか、ねじれてる部分があって。

今回何をきっかけに見直そうかってなったのか。

藤井市長

そうですね。

一つの考え方ですけども、他の自治体もねじれて結構あるんですよ。他の事務でも。そういった中で条例をしっかりと整理するというのは大事な中で、はっきり言えば、鷺見さんが教育委員会にいらっしゃって、今回法務を担当するというので、手続き的なものを見直す中で整理を早くした方がいいんじゃないかというような提案を私は届けてもらったというところでいいですよ。

鷺見課長

そうですね。あとは、文化財の活用ということで、活用の中で市長部局に文化財の権限が移った方が活用はしやすいということがあるかなと。

ただ、文化財保護審議会とかがありますので、そちらの方で文化財保護の方はご意見として第三者の方から担保しながら活用も進めていくという。そういったきっかけもありまして提案をさせていただいたというかですね。

藤井市長

ほか、よろしいでしょうか。

梅村教育長

1ついいですかね。

業務が膨らむ、膨らまないという視点から教育委員会が大きくなる、あるいは小さい教育委員会という表現を使ったりすることもあります。それぞれにメリット、デメリットがあるのですが、現状、この多様化している業務の中で、現状の運用であれば教育総務課、学校教育課が本来の学校教育に経営資源を集中できる。マンパワーにしても予算にしてもですね。意思決定も迅速になるし、安定的な業務遂行ができると思うわけです。

もっといえば、事務局が、学校現場に近い立場で教育支援ができるということ。子どもの学びとか教職員支援に特化した組織であるということのも大きなメリットなんですね。実に多様な業務がある中でどうしても膨らんでしまうと、そういった部分に弱さが出てくる。

逆にデメリットとして、市長部局との連携とか調整というのが必要になってくるし、そこに溝ができてしまうのではないかという心配も当然ある。先ほどの専門性というところでは、その部分については繰り返しますが、例えば副教育長の存在であるとか F-0 協議会が今年度からより一層強く立ち上がっていくということなので十分フォローアップできるのかなということです。

大きい教育委員会、小さい教育委員会それぞれにメリットデメリットがある中で、現状の運営に法規がきちっと揃うというところに私は意味があるということで、冒頭に所感を申しました。

藤井市長

ぜひ、少しでも疑念等が晴れた上で気持ちよく次に進めていくというのが大事だと思いますので、ぜひぜひ過去も振り返りながらお願いしたい。

もう一個お話ししてしまうと、先ほど2008年の移行も含めてどうして美濃加茂市はうまく進めてきたかという、当時の渡辺直由市長さんは教育に理解があった。理解というか力を入れられていた。私も同じように教育には力を入れたいと思っていろいろと皆さんとこういう機会を多く持っているので、今みたいな教育長のご意見のように、教育委員会が学校現場に集中したとしても多分できる。ある程度教育全般は。

非常に危険なのは、時として行政のトップというのは政治で変わりますので、その人が図書館、体育館、それよりも経済でしよみたいなタイプの人に極端に振り切ったときに教育委員会にあった方がよかったというようなことは当然起こり得ます。だからルールで縛っていくのか、運用で守っていくのかみたいなところで運用でみんなで守っているというのが今の教育現場の現状だと思います。このルールというのは時として変えることも可能なので今変えるべきなのか、今後考えるべきなのか、検討事項として忘れないようにどこかにしっかりと記しておくのか、そういった話かなと思います。

そのほか、ひとまずこの件についてはよろしいですか。

ではありがとうございますということで、今回ご紹介させていただいたのを一度また教育委員会に持ち帰っていただいて、協議としては皆さんにはここでお伝えさせていただいたので、教育委員会でのご報告を受けて条例提案の方に入っていくという流れになりますね。決まり次第ということで。

その他

それでは、本日協議事項は一つですが、その他ということで、何か皆様方からご提案というか何か思うことであったり皆さんで意見交換してはどうかというテーマがありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

時間は15時半までいただいています。

ちょっとご報告を少しさせていただいて、皆さんと何かお伺いさせていただければと思います。

私事なんですけれども、米日財団というところから資金をいただきましたので、それを糧にアメリカに7月24日から8月10日まで行かせていただきました。

いろいろプログラムとか受けてきたんですけれども、今回ご紹介したいなと思ったのがアイオワ州アビューク市という、アメリカ人に聞いても「それはどこですか」と言われるような街だったんですけれども、でもアメリカに行っている聞いてみると、先進的な街という評価もあるところで、人口が5万9千人で美濃加茂市とほぼ一緒。市の面積も80平方キロメートル。美濃加茂市は74平方キロということでほぼ一緒ということと、あとはミシシッピ川という川を原点に発展してきたというところが木曽川に近く、今はデジタルであったりとか、これからの時代に何が必要かということで、企業誘致とか、あとは商店街の振興といった取り組みをインターネットだけでもたくさん拾うことができたので、ここに訪問したい、視察したいということで資金を出してくれたところをお願いしたところを、いろいろと段取りをしてくれまして行ってまいりました。

ブログに、今日付けで5つのブログをまとめて出しておりますので、もしお時間があればちらほら覗いていただければと思います。

その中の一つをご紹介させていただきたいと思います。1枚目なんですけれども、市長さんです。

先にちょっとお話しすると、感じたことはですね日本もアメリカも同じ先進国として物価高に頭を悩ませインフレに頭を悩ませる中で、取り組むべきことは子どもの教育がやっぱり大事だということであったり、ITとかデジタル。どんどん社会が変化する中で人と人とのつながりは大事だ、コミュニティは大事だというお話であったり。

地方ですと全く一緒に若者の流出を止めなければいけないというミッション。これは英語で言うと頭脳が流出していくという言葉でブレインドレインというらしいんですけど、ブレインドレインは非常に大きな問題なので、若者にいかに振り向いてもらうか、教育も含めてしっかりと投資していきたいという課題を同じように持っておりました。

あとは高齢化社会もそうです。ここの街はアイオワ州というのは中部なんですけど、アメリカの田舎町なんです。まだまだ外国籍も移民も少ない街でして、これからどうやって移民の人たちを受け入れて労働力を補っていくかという多文化共生の課題もこれから大きくなってくるといようなお話をされておりました。

1ページ目ですけど、シカゴという空港があるところから4時間ほどです。

やっぱりアメリカも食については非常に力を入れているということでした。アメリカは行政がお金を出すというよりは基金というのがすごくしっかりしており

まして自治体ごとにもファウンデーションという基金があるので、そういう寄付を集め、そこから教育とか保育とかあと農業とかの活動に対して評価をしてお金を出しているということでした。

例えば、これは農業の一つですけども、オーガニックのレストランとカフェと野菜を育てる。この野菜を育てているというのが面白いんですが、住宅街の中に人のお家の前にプランターを並べていくんですけども、そのプランターの手入れは NPO の人たちがやる。そこで生った野菜は誰でも好きなように持って帰って結構です。子どもたちが通学とか下校にトマトを持って行ってもいいし、ホームレスの方がまとめて持って行ってもいいし。みんなで支援されたお金をもとにして作られた野菜というのは共有していこうというような話もありました。

2ページ目ですけども、これはある朝の風景ですが、木曽川のような大きな川が流れています。昔はこの川を拠点に産業が成り立っていた。物を運んだり蒸気機関が通っていたりしていましたが、今は美濃加茂市と同じでやはり観光でしか川というのは生かしようがないということで、ここは遊覧船があったりとかしていたんですけど。この川のほとりに美濃加茂市ですと文化の森のような博物館があり、川の文化や歴史を、川をもとに物理とか生物とか歴史とか科学とかいろんなことを子どもたちに楽しく学ばせられるような環境を作っていくということ。

文化の森の5～6倍の大きさの博物館がありまして、それも全て寄付で賄っているということでした。そこに市の職員がスタッフとして働いているというような仕組みが日本とは違うなと思いながらも、歴史文化を大事にするというところは共通点があるかな、と思いました。

ちょっとめくっていただくと、ここは隣町ですけども、街並みがきれいになっているということ。

一つ、学校に関して驚いたんですけども、アメリカというのはスクールバスが普通で、日本は子どもたちが朝と夕方通学下校をするんですよねって話をしたら、実はアメリカもこれからそうしたいんだと言っていました。銃があるとか危険だってイメージだったんですけども。この田舎町に私も4日間いましたけど、全く危険を感じないのと、本当に人が穏やかです。街中に人を呼び寄せたいという政策の中で、歩いて学校に通えるというところは、土地としての付加価値が上がるので、そういう地域づくりを目指しているということでした。

日本は逆に、これからバスをどの学校も走らせなきゃいけないみたいな意見を時々テレビとかで聞くんですけども、まさに逆で、安心な街というのは子どもたちが歩いて学校に行って歩いて家に帰れるという。向こうの人は、日本がそうって知らなかったんですけども、「それはすごいですね。遠い人はどうするんですか？」と言われたので自転車ですって言って、自転車はアメリカもあるんです。彼らはもっと遠い家とかがあるので、「さらに遠い人はどうするんですか」って聞かれたので、私たちが中山間地はバス走らせていますと言ったらそれは一緒ですね、みたいな話をさせてもらったんです。

あと最後に私先ほど皆さんの意見を求めましたけれども、このブログで最後に書かせていただいた市長と市議会議員さんと夕食を交えたわけなんですけれども。市長の給料はここに書いてあります。年間220万円でした。そこまで

下げられると僕もどうしようかなと思いますけれども、市議会議員さんの給料は165万円でした。人口25万人以下の街は、これが当たり前だとそうです。

岐阜市で40万人。岐阜市ぐらいになると、専属の市長と市議会議員でガッチリやるそうですけれども、それ以下の街はさっきの寄付文化と近くです。ある程度事業に成功した人は名誉あるボランティア活動ということで政治に参画するんだと。選挙は結構激しいそうです。もうちょっと詳しくお話しすると、同じ人口で議員は7名ということでした。大きい町でも10名ぐらいが結構一般的だそうです。この7名ですけれども、市議会議員選挙だと、町を4つに区分けして各地区から1人ずつ、さらに全区域から2人といっていました。市長を含めて7名なので、議員だけだと6名です。これが2年に1回ずつ選挙があるので、参議院議員選挙みたいに公募で3人ずつ選ばれるというやり方をしている。

もう一つ今日申し上げたかったのは、そこで議員と市長の関係ですけれども、面白かったです。議員さんが6名いるんですよ。3名以上集まって密談をしてはいけないという法律があるんです。罰則付きです。

要するに、議員さんは議論をするときは人の前で議論しなさいと。会食のときも言われたのは、政策の難しい話は聞かないでほしいと。なので、簡単な質問とかはいいけど、議論するような内容はちょっと止めますという忠告が最初にあったぐらい開かれた議論っていうのが、徹底されているなというふうに思いました。

まさに今日、委員さん5名と教育長6名と僕なので、こういう感じですよ、議会が。私もこの次の日の夜に市議会が開かれるので見に行っただけです。夜の6時ぐらいから10時ぐらいまで議会やるんですけど、そうするとこういった場合に市役所のスタッフも裏にはいるんですけど、市民の方が来られて。

例えばその時あったのは「今やっている商店街の振興の計画についてちょっと問題があると思っている。自分はこうこうこうでこう考えるんだけど、議会の意見を聞きたい」ということをインターネット中継されているし、傍聴もされている中で市民の方が質問をして、それに対して議員さん一人ずつ意見を言う。そこで市長と議長が並んで、じゃあまず、中西議員どうですかと一人ずつ言って、市長も言ったりして、補足なんかは事務局からもされて。ここでごちゃごちゃしゃべって、最終的に今日のご意見については、私たちとしては今こういう結論でお返ししますというふうにして一つ結論をちゃんと落として。言われた本人は不服そうな顔しながらも分かりましたと、また次回やってきますみたいなことを言いながら帰ってくるんです。

そういう市民の方が議会に意見を言うという機会が開かれているということも、なかなか面白いなと。これをそのままやるというわけではないですけども。この議論もあくまで公開が原則です。市議会も美濃加茂市も当然公開でやってるんですけど。それに対して市民の方々が意見をしたり、何か入ってこれるような仕組みっていうのは、もっともっと作っていけるといいなって思いましたし、そこはさすが民主主義を自分たちで組み上げてきた国としてのやり方があるなというふうに感じました。

教育については、日本と全く同じ課題ばかりでした。主体性が足りないとか。アメリカってチャレンジの国でアメリカンドリームみたいなイメージでしたけ

ど、やっぱりそういった子どもが減っていると。もっともっと主体的に考えられるような教育をやっていきたいということであったりとか。

あとは、美濃加茂市がやっている里山教育に近かったんですけど、ベイビーネイチャーデバイドという言葉がありまして、赤ちゃんとネイチャー、自然ですよ。デバイドというのは隔離とか乖離という意味ですけど、赤ちゃんが自然との間に乖離があるんじゃないかということで、子どもたちをもっともっと自然に戻していこうということがアメリカでも今は積極的にされているということでした。なので、歩いていける範囲に公園をまず作ろうとか。ダビューク市も美濃加茂でいうと健康の森みたいなものをようやく今年度オープンしたということです。いろいろ見る中で正直この点については美濃加茂市の里山保育とか山之上の里山教育の方が絶対参考になるなと思ったので、ちょっと披露もして帰ってきたんですけども。そういった自然というものについても向き合うことが大事だと言われておりました。他にもいろいろと面白いことがあったんですけども、時間もありですけど、そんな話でした。

私としては、いつも武田さんにはダボの方で国際交流を頑張ってもらっているんですけど、この年になってここにお邪魔して、また新たな発見があったということもそうですし、このアイオワ州ダビューク市に行く前にサンフランシスコというアメリカという西海岸の方ですね。そこのスタンフォード大学に行く機会があって、そこでいろいろお話を聞いてきたんですけど。日本人の会があって日本人に対して言われたのが、日本の学生が少なすぎるっていう、ちょっと厳しい評価をいただいて。いわゆるバブルですよ。1990年代は本当に日本人ばかりで、日本人はもういいって思った時もあったらしいんですけど、今は中国人・韓国人もそうですけど、インド人がすごい。インド人ばかりで、その次は中東からもやっぱりいっぱい来ている。その後に中国とか東南アジアの人たちがいっぱいいるけれども。その会は日本が好きな人の会だったんであれですけど。日本人の顔を見なくなったから、もっともっと海外に目を向けた方がいいんじゃないかというような提案をされました。

その後ニューヨークでアメリカのニューヨーク大使にお話を聞いたんですけど。アメリカはニューヨーク大使とワシントン大使がいるんですけど、ニューヨーク大使も言っていたのが、一部の自治体は積極的にアメリカに今でも高校ぐらいで交換留学とかやっているんですけど、やっぱりコロナ以降本当に減ってしまったというところで、まだまだ国の支援なんかが足りないのかもしれないけれども、今みたいな物価高とか円安だからこそ今回みたいに市長とか行政が積極的に交流をつなげてもらえるとありがたいという話があったので、我々も予算的に限界もありますが、さっきのアメリカじゃないですけど、企業を巻き込んだり、いろんな人の支援を得ながら飛び出してみたいとか、出ていきたいという子がいたりとかそういった要素のある子たちが積極的に財政的な問題を考えなくてもいけるような仕掛けはしていきたいなと思います。このあたりの仕事を国際交流協会に投げるつもりはありませんので、何か負担が少ない中でいろんな人たちの力を借りながら、もっともっと世界とのつながりというのは美濃加茂市もそういった目標もっていますので。また皆さんからもそういった機会があればいろいろ話していただきたいと思いますし、政策等にうまく盛り込んでいけたら改めてご紹介をさせていただきたいと思います。

すみません。私の紹介になりますが、何かご質問とかいただけると幸いですけれどもいかがでしょうか。何かコメントありませんか。

梅村教育長

本当に海外で学んだり生活したりする若者たちが減っているという中で、昨日、ダボの報告会があって。今朝ですね、岐阜新聞がきちんと取り上げてくれています。その中に関高校一年生の女性の方がこういうコメントを言っているんですね。「気持ちや意見をはっきり自然体で伝える人が多くて、本当に温かく迎え入れてくれた。自分から一歩踏み出すことで文化が違って関係は生まれるんだと気づいた」という風に語っています。さっき、主体性が実はアメリカ人も若干弱くなっているんだと言われましたけど、日本人はもともと控えめで遠慮する傾向が強い。そういう中で彼女もきっとそうだったんですね。出発前は。ありのままの自分を表現していいんだというところに気づいたのと、一歩踏み出すという経験が彼女を成長させたんだらうと思うにつけ、たった10日間だけど、きっと彼女たちのこの後の歩みにとてつもなく大きな影響を及ぼすだろうと、私も今回関わらせていただいて感じました。

こういう小さい積み上げは日常の英語の授業の中でもきっと可能性を秘めていると思う。今日は英語担当の菊地さんにも来てもらってますけれども、例えば太田小学校でフィリピンの小学校とオンラインでつないでライブの授業をやりましたね。そういうひと工夫した試みというのもできますので、足元からも実践ができるかなと市長さんの話を聞きながら思いました。

ありがとうございます。

藤井市長

何かダボのことでありますか。

武田委員

学生さんもすごく成長したと思ったんですが、今回行った引率の先生も本当にすごく成長された年でした。学生さんだけでなく関わった人たちは全部成長していて、その先生もまた成長されることによって美濃加茂に還元していただけるのはすごくありがたいなと思いました。

今回は姉妹都市ということで守られた状態ですごくコンフォータブルないい体験だけをしてきているので、いい感想も多かったと思うんですけども、一番最初の体験はそれでいいと思うんですね。これから先、多分いろんな体験をしていくんですが、今美濃加茂の中に本当に外国の人がたくさんいて、美濃加茂市だけで何十か国と国があって、フィリピンの人がたくさんいて話せる機会がたくさんある。太田小学校に行った時もフィリピンの子たちが、私がオーストラリアの子どもたちを連れて行くと、ものすごく元気に反応してくれたりとか、そういうことをしていたので。そういうところで彼らは英語を話している。日本人の子たちは英語を話す機会がありますよっていうことをもう一回気づいてもいいんじゃないかな。せっかく美濃加茂市に外国の方たちがいるので、資源として上手に使っていただければいいのかな。

あと、姉妹都市ということなので、一回やったオンラインがプチっと切れてしまわないように何かしらオンラインだったりとかそういうことを少し進めていってもいいのかなというふうに思います。何か手伝うことあればいたしますので。

そこのところでいくと、行くばかりじゃなくて、もうちょっと海外に目を向ける。本当にいろんな国に目を向けてから英語の勉強でもいいかなっていうふうに考えて。今、フィリピンの災害も多いし、インドネシアの人も来てるけど、この前も大きな地震あったりとか、そういうところにすごく積極的にアンテナ立てられるような子どもたちが育ってくれたらいいかなっていうふうに。

今回もすごくいい体験をして、いい発表をしてくれたんですけども、一人二人外国の子どもたちの学習支援に今回行った子たちが手伝いに来てくれるので、そういうふうに自分の成長のためにもなるので。そういうところに私たちは目を向けていけるように策をしたいなと思っています。

藤井市長

ありがとうございます。

私もこの報告会は2人聞いて退室で。本当にプレゼンのボリュームすごくなりましたよね。僕は1時間くらいいれるんで5人くらい聞いていけるかなと思ったら、2人しか聞いていないが、気持ちが入ってましたね。

確かに、今おっしゃられるようにもう一回足元を、それこそ今モスクの話とかはよく話題になるんですけど。本当に美濃加茂市は皆さんのおかげで30年以上多文化共生やってきてますので、まだまだ芽から花が咲く取り組みっていっぱいあると思うので。

石黒副教育長

ちょっと質問していいですか。

これ通訳無しでいかれたんですか。

藤井市長

私は無しでしたね。でも喋れる人が途中で参加したので。

でも AI も持っていきました。同時通訳できるので、レクチャーのときは全部ここで録音してみながら専門用語を日本語にしていっただんですけども。

これはできるけど、やっぱり僕がダメだなと思ったのは、ご飯食べてたりちょっとリラックスしたときにべらべらっとならべられたことがすごい気になって「なにになに」って聞きたいけど、そういうところで言語ってコミュニケーションツールとしては大事だと思うので。

まさにこういうホストファミリーとか友達と会話するっていうところこそ活かせる。難しい専門用語は AI とか使えば会話にもなっていくと思うんですけど。

若い子たちにも、話したいって思ってもらえるきっかけを地元でも作れると思うんで。ぜひ事業化も含めて検討したいと思いますので、たその時はよろしくをお願いします。

今度、10月に来られるんですよね。今度ダボから来ていただきますので、また機会があればぜひよろしくお願いします。

何かこういった国際関係とかこういったことについてご意見や何かありますか。ど

御代桜さん持っていたら非常に評判が良くて。私も知らなかったんですけど、アメリカでもアイオワ州のダビューク、田舎なんですけど、アイオワ州から出たことないっていう人が結構いらっちゃって。議員さんの中に初めて日本酒を飲むっていう人がいて、こんなに美味しいんだって言っててみんなで大笑いさ

れてましたけど。ダボも、いつもいろいろ持っていつていただきますけど、そういうところも我々としてはつながっていきなと思います。

何かせっかくですので一言ずついただきますか。国際交流について。

安藤委員

先ほどの武田さんがおっしゃられた英語、せっかく美濃加茂なので本当にそういう機会がもっとあるといいかなと思う。うちの子はサッカーをやっているで、サッカーを英語でやるっていうのも結構増えているらしくて。あくまでも、英語はツールだっていう。それがいかにも分かるところで。やった子どもたちは日本語より簡単だっていうんですよ。言いやすい。単語だけでやっていくので、自然に分かるようになるっていうから。やっぱ、ツールとして何か使えるようなものがあるといいかなと思いました。

藤井市長

言語だけじゃなくて使っていけるといいですね。

中西委員

先ほどの日本人の留学生が少ないということは、私もてっきり多いものだと思っていましたので、やっぱりたくさん行ってもらいたいと思うんですが。

私たちの年代の頃は向こうの方々と知り合ったときなんか日本人の方は非常に躰が行き届いていてとても良かったということだったんですが、30年くらい前の頃に聞いたときには、日本人の子は困るというのが意見が出てきたようなぐらい自由すぎるというか、悪い意味での自由なことで、感覚もずれてきたようですけど。

そんなのは影響していないと思うんですが、やっぱりどんどん海外に出て、海外で働いてくださる方々が増えてもらえたらと思います。それには、先ほど武田さんがおっしゃった、この足元にいっぱい日本語じゃない方が見えるんで、それが活かされたらいいなと思います。

榎間委員

ドイツの知人の家に6日間ほど行った時ですけど、ドイツの人はどうやって話すかと思ったら、英語を介してお互いに話すという。英語が自分の母国語じゃない人っていうのは、やっぱり英語を使おうとして頭から話してくださる。それでお互い片言みたいな感じで、余計多分ネイチャーの人とかよりも交流ができるなということを話してたんですけども。

ドイツでいろいろ話して思ったのは、子どもの教育について小さい子たちの教育がちょっと手薄っていうか、早いうちから進路を分けるところがあるので、もう少し子どもの将来いろんなことをしたいと思う、もう少し長い目で見て小さい子の教育に力を入れたら。

先生の給料もちょっと小学校が安くて、女性がほとんどだと。直していけないという話をされてましたが、子どもを自然の中で遊ばせるということに関してはすごく力が入っていて、安全を担保しながら森の中で高いところを行けるようなそういうようなところとかいろいろあって。ドイツの一部の地域のこともかもしれないなと思うんですけども。

そんな風でちょっとだけ使える英語でも相手がそういうネイチャーじゃない人とは英語っていうのはやっぱり一つのツールとして持っていていいもんだなと感じました。ちょっとずつでも英語を使うというよりも、交流する気持ちを育

てれば何かなんとかなるのかもしれないという気がして、ぜひ子どもたちがどんな人とでも何かしら繋がっていきたいと思えると、世界が広がるんじゃないのかなと思いました。

藤井市長

使いたいと思えるようなきっかけですね。
ありがとうございます。

渡邊委員

今の報告の資料を見せていただきながら、3枚目のミシシッピ川の写真が木曾川に似てるなって。もう太田橋と文化会館の写真かなって思うくらい似てます。近くで住んでいる者としてはちょっとびっくりしたということで。

ライン川に景観が似ているという木曾川ですけども、ミシシッピ川にも似ているという、一つまた世界が広がって、貴重な機会をいただきました。

英語に関しては、思い出しました。今年の教育三者懇の時に今年は僕50になるので、人生でやれてないことをやるという中で英語を勉強し直しますとはっきり言って宣言したまま、今気づいたら8月なんですけど。ふと気づいてやっぱりちょっと自ら頑張って少しでも成長する姿をまわりに見せれるように頑張ろうと思った今日でした。頑張ります。

藤井市長

武田さんいいですか。

武田委員

うちの娘が留学したのがアイオワ州なんです。アイオワ大学で、アイオワシティなので。

さっき見たらニューヨークから多分100何キロかなんかで、やっぱりすごい田舎です。計算をしてみたら13～4年前なんですけど、あの当時まだ日本は忍者が本当に住んでるかって聞かれて、忍者はどこに住んでるんだとすごい聞かれたと。多分かなり田舎ですね。

藤井市長

そうですね。そんな感じでした。

すみません。お時間もちょうど過ぎてしまいましたので、何か特段皆さんなければ、これにて終了させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

皆さん、貴重なご意見ありがとうございました。意見交換を終了させていただきたいと思います。皆様、長時間ありがとうございました。

閉会 午後3時30分

上記会議録は、正当であることを認め署名します。

令和7年 月 日

教育長

書 記